

せいかつ おこまり 生活にお困りの方に

せいかつ ほ ご ごあんない
生活保護のご案内



けんぼくこういきしんこうきょく
県北広域振興局

にのへほけんふくしかんきょうせんたー
二戸保健福祉環境センター

かんかつ いちのへまち かるまいまち くのへむら
(管轄：一戸町、軽米町、九戸村)

住 所 〒028-6103 にのへしいしきりどころあざにわたり
二戸市石切所字荷渡6-3

でん 話 0195-23-9217 (内線227・226)

ファックス 0195-23-6432

保護はどんなときに受けられるのですか。

生活に困ったとき生活保護を受けることは、憲法第25条に保障された国民の権利です。

人は誰でも、生活に困れば、自分たちの能力に応じて働き、売れる財産がある場合は売り、

または、身寄りからの援助を受けるなど、できるかぎり努力しますが、自分たちがいくら

努力しても、自分たちの力だけでは、どうしてもなく生活に困る場合があります。

このようにいくら努力しても、国が定めている生活以下の生活しかできない場合は、その足りない部分を国が援助いたします。

何となく、気おくれがするのですが、、、

保護を受けようと思われる方、保護のことをもっと知りたいと思われる方は、お住まいの

町村（一戸町、軽米町、九戸村）福祉担当課、または、県北広域振興局

二戸保健福祉環境センター福祉課に、お気軽にお問い合わせください。いつでも相談に応じます。

もし振興局や役場に行くことができない場合は、お近くの民生委員さんにご相談くださ

い。電話でも相談に応じます。

「秘密」は絶対守ってくれますか？、、、心配です。

振興局の生活保護の仕事は、あなたの生活を守るとともに、あなたが保護を受けなくて

も生活できるように援助することです。

したがって、保護を申請された場合は、振興局の係員が、あなたの家庭に伺い、家庭・

家族の状況、身寄りの状況、資産（財産）・家財・預貯金・車の状況など、いろい

ろと調査することになります。

この調査のなかで、他人に知られたくないあなたや家族の「秘密」についても、お聞きすることが多くあると思いますが、これらは、すべて保護を開始するか、開始しないかを決めるためのものです。

したがって、あなたや家族の方のことは、この仕事関係者以外には、決してもらしませんし、「秘密」は守ります。ご心配はいりません。

保護を受けるのに、何か「きまりごと」があるのですか。

なにごとによらず、権利には義務がつきものです。あなたが国民の権利として、保護を受けようとされる場合、あなたにも定められた義務が生じます。

特に、次のようなことは、大事なことなので、かならず守ってください。

- 1 あなたが、保護の申請をされた場合、振興局の係員が、いろいろとおたずねしたり、お願いすることがあります。このときは、ぜひご協力ください。もし、正当な理由がないのに、協力していただけない場合は、保護を決めることができず、あなたが保護を受けることができなくなる場合があります。
- 2 調査に対して、真実でない申し立てをされたりして、保護を受けたときは、それまでに受け取った保護費を返さなければなりません。

車や保険、身寄り調査は？…

- 1 車の保有、借用、利用は、身体障害者の方など一部の例外を除いて認められておりません。
- 2 生命保険や火災保険など、解約返戻金（解約すると、今までかけていた保険料などがもどるもの）ができるものは、原則として解約し、これで生活してから、申請していただ

くことになります。

- 3 預金や貯金についても、これで生活してから、申請していただくことになります。
- 4 保護は、原則として、世帯を単位として行われます。したがって、保護の申請がなされた場合、申請された方の家族全員についていろいろと調査することとなります。
- 5 ローン付き住宅を保有している場合は、原則として、保護を受けることはできません。
- 6 預金や貯金、生命保険などについては、銀行、郵便局や保険会社などに照会しますし、原則としてあなたの身寄りの方（親、兄弟姉妹、子どもなど）にも援助してもらえるかどうか、手紙を出します。

保護が決まったならば、どうなるのですか。

- 1 国が決めた生活費に足りないお金（保護費）を毎月お支払いします。（口座払い）
- 2 保護には、次の8種類の扶助があります。必要に応じて、組み合わせて受けることができます。
 - ① 生活扶助 ② 住宅扶助 ③ 教育扶助 ④ 医療扶助 ⑤ 介護扶助 ⑥ 出産扶助
 - ⑦ 生業扶助 ⑧ 葬祭扶助
- 3 振興局の係員が、原則として、毎月ご家庭を訪問し、今の生活やこれからの生活について、お話をしていきます。この家庭訪問は、適正な生活保護を実施するためのものなので、係員の家庭訪問を断ることはできません。
- 4 保護の決定または実施上必要と思われるときは、指示をすることがありますので、このときはご協力をお願いします。